

# 現代社会と下請法

## — ウーバーイーツを中心として —

北原直哉

### 1. はじめに

#### (1) 本稿の問題意識と執筆契機

本稿は、筆者の東京経済大学・大学院・現代法学研究科における修士論文に端を発しているが<sup>1)</sup>、簡明さと紙幅の関係から、学位論文にみられる冗長微細な部分を大幅に圧縮するとともに、その後の状況変化などを踏まえ新たな加筆を行ったものである。

ちなみに、修士論文では、下請法（下請代金支払遅延等防止法 [昭和 32 年・法 120 号]、以下同じ。）の観点から、現代社会における中小零細事業者に対する取引に係る様々な問題を抽出・整理し、分析考察するとともに、施策の在り方などについて論じた。特にその中で、個人事業者が業務受託をする場面に焦点を当てて、「ウーバーイーツを巡る問題」、「フリーランスを巡る問題」、「働き方改革の在り方」の 3 つを中心テーマとして取り上げたところである。

例えば、ウーバーイーツ<sup>2)</sup>についていえば、次のような筆者としての極めて素

---

1) 筆者の東京経済大学・大学院・現代法学研究科の就学は、平成 30 (2018) 年 4 月に入学、令和 2 (2020) 年 3 月に修了卒業である。

2) ウーバーイーツは、テレビ CM や配達員を街中で実際に見かけるようになって既にご存知の方がほとんどであろうが、外資系の配達事業者が展開している出前サービスである。ウーバーイーツの出前システムは、配達員は個人事業者である（アルバイト等の雇用契約関係ではない）という点を一つの大きな特色としている。なお、(株)出前館などは類似の出前サービス事業を行っているが、配達員との関係は自社のアルバイトスタッフとして働くというものとなっている。なお、これは雇用労働法の観点からは大きな違いであるが、それを利用するユーザー側（レストラン・飲食店、注文顧客）からすれば、品質・価格などからみて、自分としてどのデリバリーサービスを選択するかが関心事なのであって、俗にいう「白いネコでも黒いネコでも、ネズミをとるネコは良いネコであ

朴な疑問が出発点である。すなわち、『飲食店やレストランは、自店に配達のための従業員がいなければ出前を行ってはいけません』とあるのかもしれない。注文客にとって出前は便利でありがたいしそれに要するコストを支払ってもよいと思っており、新しくデリバリーサービスが登場するなら歓迎である。その場合に、出前を行う業者（ウーバーイーツ）は自社の従業員でなければその配達を行ってはいけませんのかもしれない。この業務を行う個人事業者たる配達員の存在を強制的に排除すべきとの議論もあるかもしれないが（従業員の地位でなければ不可など）、現代的にみればニーズに応じた新しい役務提供分野なのであろう。そうであるとすれば、当該デリバリーサービスを統括する事業者と配達業務を行う個人事業者との間の経済取引の面において、それが公正・適正なものとなるようにしかるべく対処するなど環境整備をしていくことこそが、“今、現在”求められているのではないか』、というものである。

換言すれば、自由経済体制における各種の資源（resources）の確保に関して、人的な役務の獲得につき、企業が内部化して雇用という形態をとるのか、外部から市場調達するのか、どちらが国民経済全体としての厚生（public economic welfare）を高めることになるのかという問題であり、これまでもいわゆる新制度派経済学などにおいて諸説の議論がみられるところである<sup>3)</sup>。もちろん、基本的人権にかかわる部分もあって、それを無視した一方的な収奪が許されるわけではない。ただ、人的な役務提供について、それを経済的な取引（私的契約）という観点からみれば、歴史的に試行錯誤を経ながらも合理的・効率的な方向で進んできているものと思われるが、それぞれの節目において常に、その取引が当事者間にとって自由（free）でありつつも公正（fair）な内容となっているかの検証・吟味が求められるということである<sup>4)</sup>。

---

る」という状態かもしれない。

3) 菊澤研宗「組織の経済学入門：新制度派経済学アプローチ [改訂版]」有斐閣・2016年

4) 公正取引委員会競争政策研究センター「人材と競争政策に関する検討会・報告書」2018年2月18日。本報告書では、「個人として働く者」（役務提供者）の獲得をめぐる役務提供を受ける企業等（発注者）間で行われる競争について、また、役務提供者が労働者と評価される場合には「使用者」間の競争について、それを妨げ役務提供者に不利益をもたらし得る発注者（使用者）の行為に対する独占禁止法上の考え方を整理し

## (2) シェアリングエコノミーの台頭、ギグエコノミー・ギグワーク

近年、「シェアリングエコノミー<sup>5)</sup>」と呼ばれる経済活動が、世界的に話題となっている。シェアリングエコノミーは、プラットフォームが提供する「プラットフォーム（基盤）」を用いて、遊休資産などを保有する人とそれを利用したい人とを結びつける経済活動であり、シェア（共有）される内容は、「モノ」・「移動」・「空間」・「スキル」・「お金」の5つに分類できる。

また、「ギグエコノミー（ギグワーク）」とも呼ばれるが、要するに、仕事や業務について、従来型の被用者・労働者という経常固定的な関係ではなく、独立した個人として業務を請け負う形式の働き方でもあり、そのスキルや成果を期待して利用・委託する企業側にとっても、被用者として雇用する場合の福利厚生等に要するコストの節減にも資するといった新しい人的役務提供のスタイルといえよう<sup>6)</sup>。日本においても、こうしたギグワーカーが増加している<sup>7)</sup>。

## (3) フードデリバリーの需要拡大

我が国では、メルカリ（フリマ）、ウーバーイーツ（宅配代行）などのシェアリングエコノミーを利用する人々が増加している。2020（令和2）年になってからの新型コロナウイルス（COVID-19）の拡大を契機に、料理等の宅配代行サービス（デリバリーサービス）を利用する人が増えている。出前市場は、ウーバーイーツ・出前館・menu・楽天デリバリーなど新規参入の事業者が多く、市場の拡大・競争が活発となっている。

直近のデータによれば<sup>8)</sup>、2018 暦年の外食・中食における出前市場の規模は

---

ている。

- 5) 「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動をいう。」と内閣官房シェアリングエコノミー促進室は定義している。
- 6) 村主知久・桐山大地「日本におけるギグ・エコノミーの行方と実務的考察」NBL・No 1164・2020. 2. 15 号・商事法務、26～33 頁。
- 7) 「ギグワーカー 100 万人増」日本経済新聞・2020 年 6 月 24 日・朝刊、3 面
- 8) エヌピーディー・ジャパン(株)/プレスリリース/フードサービス『外食・中食調査レポート』：①「成長する出前市場、2018 年は 4084 億円で 5.9% 増」2019 年 4 月 10 日、②「2019 年計動向、出前は 3% 増」2020 年 3 月 5 日、③「2020 年 5 月の市場動向、出前は +205%」2020 年 7 月 7 日。https://www.npdjapan.com/press-releases-list/

4,084 億円（前年同期比 5.9% 増）であり、2019 年は同 3% 増であるが、2020 年 4 月期では同 45% 増、2020 年 5 月期には同 205% 増となっている。外食・中食市場全体の成長率（約 2% 前後）と比較すると、出前市場は着実な成長を示しており、市場規模の推移は、2016 年が 3,770 億円（同 5.8% 増）、2017 年が 3,857 億円（同 2.3% 増）と一貫して成長してきているところ、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受け、躍進ともいえる現況にある。ちなみに、2018 年における、消費者が利用した出前サービス事業者別の内訳をみると、直接の出前が約 36% で、出前専門業者<sup>9)</sup>によるものは約 44% となっており全体の半分近くを占めている。

#### (4) 本稿の構成

本稿の構成は、次のとおりである。まず、「2. 下請法について」で、下請法の概要・運用状況のほか、独占禁止法の優越的地位濫用規制や働き方としてのフリーランスの現状などを述べる。「3. 下請取引とウーバーイーツ」で、ウーバーイーツの配達サービスを例として個人事業者が人的役務を提供する場合の下請法上の論点・対応等を詳述する。なお、「4. 下請取引とフリーランス」で、簡潔に、個人事業者にかかわる今後の下請法運用の課題などについても触れることとする。

## 2. 下請法について

### (1) 独禁法における優越的地位の濫用規制の設定、下請法の沿革など<sup>10)</sup>

ア 1953（昭和 28）年に、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 [昭和 22 年・法 54 号]。以下、「独占禁止法」ないし「独禁法」と略称する。）の改正が行われた。この法改正では、カルテル規制や企業結合規制の緩和、企業規模の大きさそのものに対する規制でもある「不当な事業能力の

---

food/

9) ウーバーイーツ、出前館、ごちクル、d デリバリー、楽天デリバリー、ファインダイニング、LINE デリマなどがある。

10) 公正取引委員会事務局編「独占禁止政策二十年史」1968 年、同「独占禁止政策三十年史」1977 年、同事務総局編「独占禁止政策五十年史」1997 年、同経済取引部企業取引課編「下請法五十年史」2006 年 など。

較差の排除」に関する規定の削除などがなされた。戦後の日本経済が未熟段階であったことの表れでもあるが、いわゆる骨抜き改正とも呼ばれている。

不当な事業能力の較差の排除に関する規定については、それがなくとも私的独占行為の禁止によって対処できるものとして削除された。しかしながら、私的独占行為の禁止によって対処できない問題として、現実には、大規模な企業がその取引上の地位・立場の強さから中小企業を不当に圧迫する事態が生じていた（下請代金の支払遅延など）。それらに対処するため、この改正で、独占禁止法の不公正な取引方法の一類型として「優越的地位の濫用」規制が設定されるに至った。

これにより、取引上における力関係の格差を利用し不当に濫用行為を行った場合、独占禁止法の「優越的地位の濫用」として規制されることになった。ただし実際には、独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するためには、「取引上の地位が優越しているか」、「正常な商慣習に照らして不当に不利益な行為か」などを個別具体的に認定する必要がある。そして、この認定には詳細な調査・審査手続を要するため、違反行為に対して迅速かつ有効に対処することができないという問題があったのである。

イ こうした背景から、下請取引における親事業者の優越的地位の濫用行為を簡易・迅速に処理するために、独占禁止法の特別法・補完法として、1956（昭和31）年に下請法が制定された。

対象当事者及び取引並びに違反行為類型を法定することにより、独占禁止法自体による場合に比べ、違反行為を簡易・迅速に処理することができるというものである。継続的な従属関係となる下請取引自体、我が国特有の商取引であり、下請法は、欧米諸外国には存在せず我が国特有の法律でもある<sup>11)</sup>。

ウ 下請法の対象となる下請取引は、当事者の取引内容と資本金額（出資の総額。以下同じ。）によって決まる。現行法では、次のようになっている。

対象となる取引内容は、①製造委託、②修理委託、③情報成果物作成委託、④役務提供委託の4類型である（下請法2条1～6項）。③及び④については、経済のサービス化・情報化に対応し、2003（平成15）年の下請法改正によって追加されたものである。

---

11) 鈴木満「独占禁止法・下請法」第一法規・2019年、567頁

資本金額については、一定の区分（基準額）をまたがってそれを上回る事業者からそれ以下の規模の事業者又は個人に下請取引が行われる場合に、前者を親事業者と、後者を下請事業者と定義することで適用の明確化を図っているものである。具体的には、1000万円基準、5000万円基準、3億円基準の3類型が法定され、取引類型毎に2段階の資本金区分が用いられる。例えば、製造委託の場合は、1000万円基準と3億円基準の2段階区分が設けられており、1000万円基準についていえば、資本金が1000万円超の親事業者が、資本金が1000万円以下の下請事業者に委託する場合を指す。

このように下請法は、該当する下請取引につき、委託する者を親事業者、委託される者を下請事業者として、親事業者に対して、11の禁止行為類型<sup>12)</sup>及び4つの義務<sup>13)</sup>を規定することで、取引の公正化、下請事業者の利益保護、国民経済の健全な発展を図ろうとするものである。

## (2) 下請法の運用状況について

### ア 運用全般（調査等の流れ）

下請法の実際の運用に関しては、親事業者の違反行為によって下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その性格上、下請事業者からの自発的な申告・情報提供が期待しにくいという実情がある。そのため、親事業者のみならず下請事業者に対して、書面調査を郵送・発出して具体的な実態を積極的に把握する手法が採られている。

そして、それらの中から違反被疑行為に該当するものを事件として取り上げ、法的措置である勧告のほか、違反の恐れのある行為の改善を求める指導の措置を公正取引委員会が講じることとなっている。なお、下請法の書面調査や指導については、中小企業庁も公正取引委員会と連携して実施している。

12) 下請法：4条1項及び2項。(1) 受領拒否の禁止、(2) 対価の支払い遅延の禁止、(3) 減額の禁止、(4) 返品禁止、(5) 買ったたぎの禁止、(6) 購入・利用強制の禁止、(7) 報復措置の禁止、(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、(9) 割引困難な手形の交付禁止、(10) 不当な経済上の利益の提供要請、(11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

13) 下請法：2条の2、3条、5条、4条の2。(1) 書面の交付義務、(2) 書類の作成・保存義務、(3) 下請代金の支払期日を定める義務、(4) 遅延利息を支払う義務

最も近い時点での運用状況については、「令和元年度における下請法の運用状況」（公正取引委員会発表・2020（令和2）年5月27日）にて詳細が公表されている。中小企業庁も同程度の実施しており件数や内容等に大きな違いはないと思われるが、ここでは、件数の具体的な詳細が把握できる関係から、公正取引委員会の発表文を対象とする。

#### イ 書面調査の状況（問題事案の発掘・把握）

最近における書面調査の発出状況は、下表のとおりである。毎年度、親事業者に対して6万件、その下請事業者に対しては無作為抽出し5倍に相当する30万件を発出している。この書面調査の方式は、既に昭和の時代から定着しており平成の時代を通じて令和の現在までに発出件数は拡大してきており、特段の問題はないものと考えられる。ただし、新たに親事業者となったものを捕捉して、これをリストに加えていくことは今後とも必要である。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

	親事業者調査	下請事業者調査	合計
令和元年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等（注1）	35,810	200,190	236,000
役務委託等（注2）	24,190	99,810	124,000
平成30年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	39,175	211,741	250,916
役務委託等	20,825	88,259	109,084
平成29年度	60,000	300,000	360,000
製造委託等	38,680	208,513	247,193
役務委託等	21,320	91,487	112,807

（注1）製造委託等：製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）役務委託等：情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。  
（公正取引委員会「令和元年度における下請法の運用状況」令和2年5月27日、1頁）

#### ウ 勧告・指導の状況

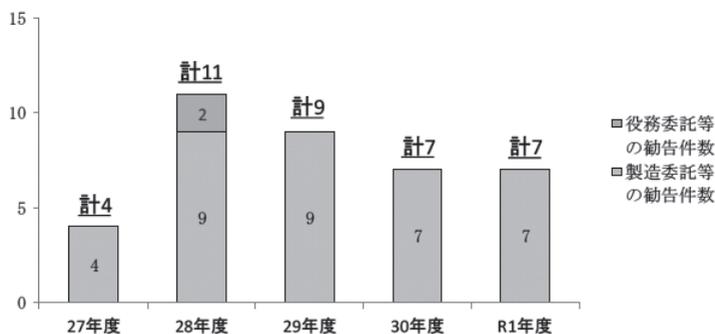
2019（令和元）年度の勧告件数は7件で前年度と同数であったが、指導につ

いては1956（昭和31）年の下請法施行以来、最多となっている。着実に運用がなされているとの見方もあろうが、違反行為が後を絶たず、かえって増えているのが実態であろう。ここでの詳述は控えるが、令和元年度における親事業者に対する措置件数（勧告・指導）は8,023件であるが、重複を含む類型別違反全体の総数をみると13,528件となっており（うち、書面交付関係手続規定違反：5,864件、実体規定違反：6,919件）、依然として実体規定違反が多数存在している。なお、実体規定違反は、支払い遅延（3,651件）が過半数を占めており、次いで、減額（1,150件）、買ったたき（721件）、やり直し（458件）の順となっている。

換言すれば、こうした調査・指導がなければ、結局下請事業者は泣き寝入りしなければならなかったということであり、下請法の一層の厳格な運用が不可欠なのである。

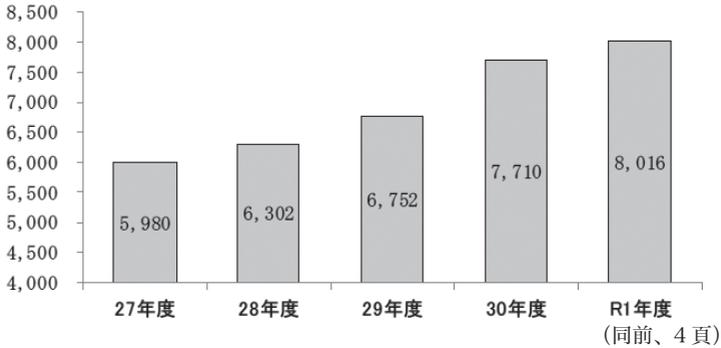
第1図 勧告件数の推移

[単位：件]



**第2図 指導件数の推移**

[単位：件]

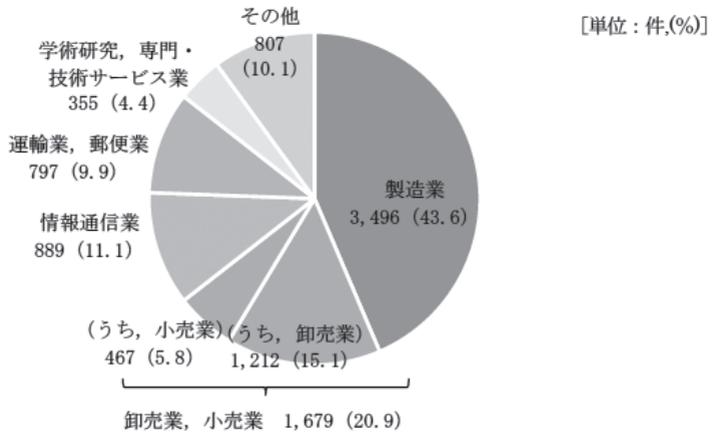


エ 措置の状況

(ア) 業種別の状況

2019 (令和元) 年度の措置件数 (勧告・指導) の業種別状況については、下図のとおりである。措置件数は8,023件であり (対前年度306件増)、これを業

**第3図 措置件数 (8,023件) の業種別内訳 (日本標準産業分類大分類)**



(同前、6頁)

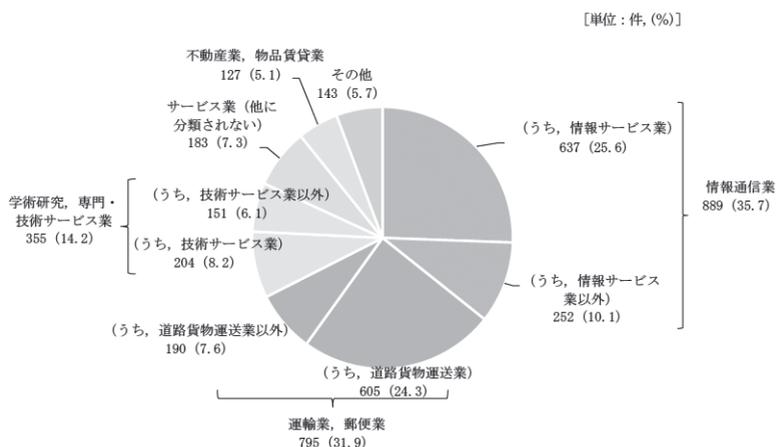
種別にみると、①製造業が最も多く（3,496件・43.6%）、②卸売業・小売業（1,679件・20.9%）、③情報通信業（889件・11.1%）、④運輸業・郵便業（797件・9.9%）がこれに続いている。伝統的な意味での製造委託・修理委託の分野における下請いじめの件数が依然として多くみられる。

しかしながら、現代のサービス化・ソフト化・IT化が進行している日本の産業構造からすれば、役務提供委託・情報成果物作成委託の分野での下請いじめの実態が果たしてこの程度のウエイトに過ぎないかは、大いに疑問が残るところである。

#### （イ）役務委託等分野に係る措置の状況

役務委託等に係る2019（令和元）年度の措置件数は、2,492件である。その内訳は、「情報通信業」と「運送・郵便業」で全体の3分の2を占めている。また、役務委託等に係る実体規定違反（2,191件）の内訳をみると、支払遅延（1,491件・68.1%）、減額（283件・12.9%）、買ったたき（188件・8.6%）となっている。

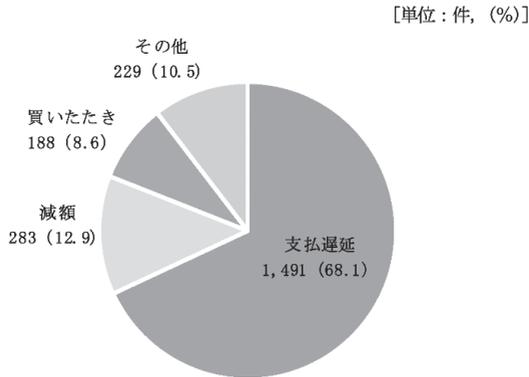
第5図 役務委託等に係る措置件数（2,492件）の業種別内訳（日本標準産業分類中分類）



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る措置件数に占める比率である。

ウ 役務委託等の状況（第8図参照）

第8図 役務委託等に係る実体規定違反件数（2,191件）の行為類型別内訳



（注）（ ）内の数値は役務委託等に係る実体規定違反件数の合計に占める比率である。  
（同前、7頁・10頁）

この調査結果を整理すると、情報通信産業における情報成果物作成委託や運送業における役務提供委託の分野で多くの下請法違反行為があつて、しかるべき是正指導が行われており、下請法運用による所期の目的・成果を示していると評価することもできよう。実際そうなのかもしれないが、他方で、情報通信や運輸以外のサービス分野において、下請法違反が少ないから件数として表れてこないのか、そもそも親事業者の対象数や下請事業者の把握が十分でないで隠れた件数として顕在化していないのかは、明らかではない。

すなわち、情報通信や運送の面では、2003（平成15）年の下請法の強化改正の趣旨になつて、調査・運用において定着・成果をみせているものの、それ以外のサービス分野の役務提供委託における下請法違反行為の発掘・是正に関しては、いまだ十分ではない。事業者側（漏れている親事業者）においても、経済取引の基本ルールである独占禁止法に根差して下請取引の公正化を図るための下請法であるので、それを認識・遵守することは健全な事業者としての責務であるとの意識が、いまだ定着していないのではないかという疑問がある。

### オ 役務関係の下請取引を巡る問題

(ア) ここで、これまでの下請法違反事件処理状況について、役務関係（役務提供委託・情報成果物作成委託）の下請取引の観点から、その内容が承知できる公表資料を基に、簡単に振り返ってみることにしたい。

法的措置である勧告が公表されるようになった2004（平成16）年4月以降2019（令和元）年度末まで、勧告は172件あるが、そのほとんどは製造・修理委託である。役務や情報成果物の下請取引に係る勧告は、ここ3年間みられず、これまでの累計で32件に過ぎず、その大部分は貨物運送委託が占めている。なお、物流関連の運送役務については、2003（平成15）年の役務取引を対象に加える下請法改正の際に、運送事業者以下は改正後の下請法の対象となるものの、荷主の運送業者に対する優越的地位の濫用行為には対処できないので、独占禁止法上の特殊指定である「物流特殊指定」が設けられたといった経緯もあり、下請法の対象として主眼の一つであること自体に問題があるわけではない。

(イ) 次に、本稿のテーマでもある個人事業者として業務受託をする場面に焦点を当ててみる。

現行下請法でも対象となっている親事業者から直接の業務委託がある下請事業者の中に個人事業者が含まれているのではないかという勧告事件としては、①冠婚葬祭式の事業を営む親事業者が、ビデオ制作・音響操作等を行う下請事業者に対してディナーショーチケット・おせち料理等の物品を強制購入させたもの（勧告：2016（平成28）年6月14日、下請事業者数144名）<sup>14)</sup>、②印刷業を営む親事業者が、印刷物の企画・デザイン等を行う下請事業者に対して事務手数料の名目で下請代金の額を減額したもの（勧告：2005（平成17）年9月21日、下請事業者数74名）<sup>15)</sup>、などが見受けられる程度である。

ちなみに、貨物運送委託の勧告事件の中にも個人の下請事業者がいるのではないかとの点については、貨物自動車運送事業法上、軽トラック等以上の自動車を用いて運送業務を行う場合には所定の許認可手続を経るなどの要件具備が必要となり、個人そのものが全く含まれていないわけではないだろうが、筆者が聞いた

14) 「株式会社日本セレモニーに対する勧告等」平成28年6月14日

15) 「竹田印刷株式会社に対する勧告」平成17年9月21日

いところの個人が副業的に役務提供する場合や、主業的ではあるが自身のライフスタイルからフルタイムの拘束・指図を受けずに役務提供をする場合とは性質が異なるのではないかと思われる。

(ウ) 勧告事件のみから調査や措置の全体像を論ずるのは早計かもしれないが、現状において少なくとも、情報通信や運送以外の分野の役務委託下請取引については、その実態解明が十分ではないように思われる。その要因として、①基準額(資本金1000万円超など)を満たしている親事業者の捕捉に漏れがある、②役務委託の下請取引は基準額以下の事業者からのものが大宗を占め現行下請法の射程から外れているなどがあり得るが、いずれにしても、実務や法制の面からしかるべき対応が必要と考えられる。

### (3) 独占禁止法上の優越的地位濫用規制について

#### ア 関係法条など

独占禁止法の不公正な取引方法の一類型として「優越的地位の濫用規制」があり、関係規定としては、独禁法2条9項5号によるものと(法定・優越的地位濫用)、2条9項6号の規定に基づき公正取引委員会が一般指定及び特殊指定として告示で定めるもの(指定・優越的地位濫用)がある。

法定・優越的地位濫用については、「①自己の取引上の地位が相手方に優越していること(優越的地位)を利用して、②正常な商慣習に照らして不当な行為(濫用行為)を行うこと」である。これに該当した場合には、排除措置命令のほか課徴金が課せられる。

指定・優越的地位濫用については、独禁法2条9項6号ホの「自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること」の規定を受けて、一般指定と特殊指定において優越的地位の濫用に当たる行為類型が定められている。一般指定では、課徴金の対象とするために法定化した際の残余でもある「取引の相手方の役員選任への不当な干渉(一般指定13項)」が規定されている。また、特殊指定については、新聞業特殊指定・物流業特殊指定・大規模小売業特殊指定を設けることで、特定の業種につきこうした濫用行為を効果的に処理するものとしている。

なお、公正取引委員会は、2009（平成 21）年 11 月、審査局内に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、優越的地位の濫用行為に対して一層の迅速・効果的な対処をしていくこととしている。

イ 最近の優越的地位濫用規制の運用状況<sup>16)</sup>

（ア） 2009（平成 21）年以降、これまでの独占禁止法の優越的地位濫用規制の運用状況は、法的措置 8 件、警告 5 件、指導 526 件となっている（令和 2 年 3 月末現在）。法的措置 8 件については、7 件が大規模小売事業者と納入業者間の取引であり<sup>17)</sup>、残り 1 件はフランチャイズ契約におけるフランチャイザー（本部）とフランチャイジー（加盟店）間の事件である<sup>18)</sup>。このように、法的措置は小売業者と納入業者間の優越的地位を利用した濫用行為がほとんどを占めている。警告 5 件についても、納入取引に係るものが 3 件で、役務関係のものは、荷主による運送委託の際の代金減額が 2009（平成 21）年度に 2 件あるのみである<sup>19)</sup>。

（イ） 2018（平成 30）年度の状況をみると、優越的地位の濫用の恐れがあるとして、警告 1 件、注意 56 件が行われている。うち注意については、重複を含む行為類型別では、「小売業者に対する納入取引」の 60 件が最も多く、「物流取引」の 43 件が続いているが、それ以外の分野におけるケースは極めて少数となっている。独占禁止法そのものの運用の現状としては、もちろん法定・優越的地位濫用の規定もあるが、特殊指定（大規模小売業特殊指定・物流業特殊指定）の

16) 公正取引委員会事務総局「公正取引委員会の最近の活動状況—優越地位の濫用への対処①—」令和 2 年 4 月公表、18 頁

17) 「株式会社島忠に対する排除措置命令」（平成 21 年 6 月 19 日）、「ロイヤルホームセンター株式会社に対する排除措置命令」（平成 22 年 7 月 31 日）、「株式会社山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令」（平成 23 年 6 月 22 日）、「日本トイザラス株式会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令」（平成 23 年 12 月 13 日）、「株式会社エディオンに対する排除措置命令及び課徴金納付命令」（平成 24 年 2 月 16 日）、「株式会社ラルズに対する排除措置命令及び課徴金納付命令」（平成 25 年 7 月 3 日）、「ダイレックス株式会社に対する排除措置命令及び課徴金納付命令」（平成 26 年 6 月 5 日）

18) 「株式会社セブーン・イレブン・ジャパンに対する排除措置命令」（平成 21 年 6 月 22 日）

19) 「ユナイト株式会社に対する警告」「リリカラ株式会社に対する警告」平成 21 年 4 月 15 日。関係法条は、物流特殊指定 1 項 2 号。

対象範囲のものが中心になっていると考えられる。

第2表 注意事項の行為類型一覧（優越的地位濫用事件タスクフォースによるもの）

(単位：件)

取引形態 行為類型	小売業者 に対する 納入取引	物流取引	宿泊業者 に対する 納入等取引	卸売業者 に対する 納入取引	その他の 取引	合計
購入・利用強制	3	6	3	0	0	12
協賛金等の負担の要請	15	0	0	0	0	15
従業員等の派遣の要請	29	0	0	1	1	31
その他経済上の利益の提供の要請	3	8	0	0	0	11
返品	4	0	0	1	0	5
支払遅延	2	7	0	0	0	9
減額	3	8	0	1	1	13
取引の対価の一方的決定	1	2	0	0	0	3
不当な給付内容の変更及びやり直しの要請	0	9	0	0	0	9
その他	0	3	0	0	0	3
合計	60	43	3	3	2	111

(注) 一つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数(56件)と行為類型の内訳の合計数(111件)とは一致しない。

(公正取引委員会編「令和元年版 公正取引委員会年次報告(独占禁止白書)」249頁)

ウ 近時、GAF A(グーグル・アップル・フェイスブック・アマゾン)をはじめとする巨大IT企業の台頭が顕著である。GAF Aは取引のプラットフォーム(サービス基盤)を提供していることから、「プラットフォーム」とも呼ばれている。こうしたIT企業を利用する消費者や事業者が増加して社会生活的に欠かさない存在となっているところから、世界各国で新しいビジネスであるプラットフォームに対する規制の在り方の検討や法的対応が進んでいる。

日本でも、各種の議論・検討を経て「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正化の向上に関する法律」(令和2年・法38号。施行は、公布〈6月3日〉後1年以内)が制定されるなどの動きがある。また、市場の寡占・独占によって公正な取引環境が歪められる懸念などから、独占禁止法による公正取引委員会の監視の必要性・重要性を唱える声も大きい。

そうした中で、公正取引委員会は、2019（令和元）年12月17日、ガイドラインを示しているが（「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）、状況においてはまだ流動的な面もあるので<sup>20)</sup>、本稿では、これについての詳述は省略し、必要に応じ基本的な枠組などを参照・紹介する際に言及するに止めるのみとする。

#### （4）働き方の多様化による個人事業者の増加

ア 近年、雇用関係によらず様々な業務を個人事業者（フリーランス）の立場として受託する者が増え、知的創造活動をはじめ各種の分野において個人の働き方が多様化している。一つの企業の従業員として雇用契約を結ぶものではないので、請負・準委任契約などの業務委託契約等によることとなる。これまでも、個人事業者については、個人単独であるが故に取引上の地位が弱く、発注元からの無理難題（優越的な地位を利用した濫用行為）を受けやすい実情にあるといわれている。

ちなみに、下請法は、下請事業者として法人事業者のみならず個人事業者も含まれているので、法人か個人かにかかわらず、調査・保護の対象になるという構造である。

イ 2020（令和2）年6月25日、政府（内閣官房日本経済再生総合事務局）は、「フリーランス実態調査」の結果を公表している。この実態調査では、フリーランスの試算人数について、全体で約462万人（うち、本業214万人、副業248万人）と推計している。各省庁によるこれまでの類似の調査と比較しても、大きな違いはない。

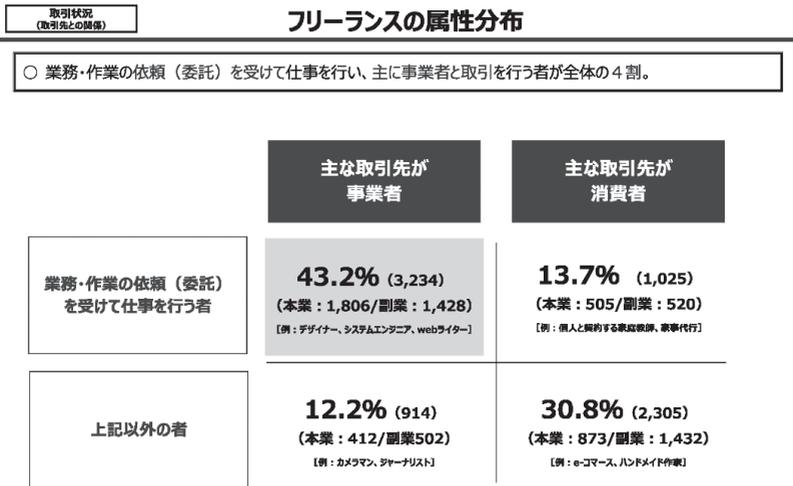
ここで、本稿と関係のある部分に限ってではあるが、簡単に触れてみたい。

---

20) このガイドラインは、取りあえず、対象は消費者としての個人のみであり、事業者としての個人は除外されているようである（ガイドラインの注4：『本考え方において「消費者」とは、個人をいい、事業として又は事業のためにデジタル・プラットフォーム事業者が提供するサービスを利用する個人を含まない。』）。

(ア) フリーランスの属性分布

全体 (n=7478) のうち、業務・作業の依頼 (委託) を受けて仕事を行い、主に事業者と取引を行う者が 43.2% となっている。業種・産業別の内訳は明らかではないが、これに該当する例として、デザイナー・システムエンジニア・webライターとなっているところからみて、下請法の役務提供委託・情報成果物作成委託の範囲の内側に入るのではないかと考えられる。



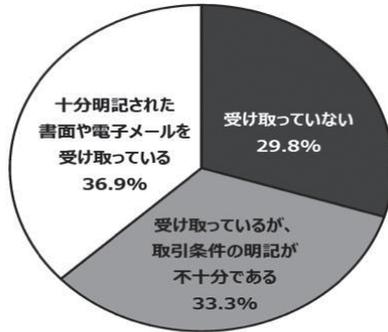
(注) 割合は、小数点第 2 位を四捨五入して計算しているため、全体を足しあわせても 100% に足りない点に留意。

12

(内閣官房日本経済再生総合事務局「フリーランス実態調査結果」令和 2 年 5 月、12 頁)

(イ) 取引内容の開示の有無 (書面・電子情報)

取引先とのトラブルを経験した者のうち、約 6 割が、書面や電子情報による取引内容の開示がされなかったり、不十分であるとしている。下請法では、取引内容を相手方に書面や電子情報にて開示しない場合には 3 条違反となる。



(n=1,220)

(注)「仕事の受注時に、取引先（発注者）から、発注単価や納期などの仕様について明記された書面や電子メールを受け取っていますか。最も多いケースについてお答えください。」(単一回答)という設問と、「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答を集計。

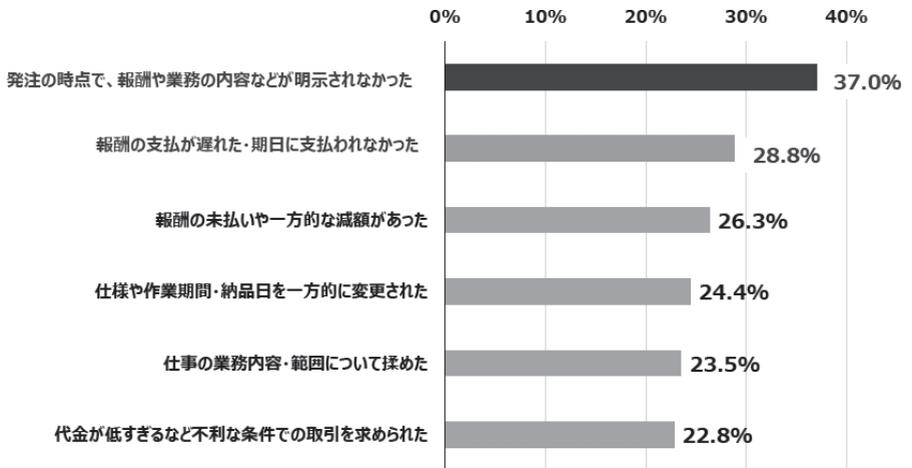
(同前、18頁)

#### (ウ) 取引先とのトラブルの内容

トラブルの内容としては、「発注の時点で報酬や業務内容などが明確に示されなかった」が37.0%、「報酬の支払が遅れた・期日に支払われなかった」が28.8%となっており、このほかに「報酬の未払い・一方的減額」や「期間・納期などの一方的変更」などとする回答も多くみられる。いずれも、下請法の禁止行為類型に該当する性質のものであり、フリーランスとして業務を受託する個人事業者において、こうしたトラブルを抱えているということである。

これらについて、下請法の書面調査の対象に入っているものに関しては、しかるべき対処がなされていくだろうが、そうではない場合には置き去り状態になってしまうという問題が残る。

## 現代社会と下請法



(n=1,220)

(注)「これまでに、取引先（発注者）との間で、以下のような経験はありますか。」(複数回答可)という設問への回答のうち上位6項目を集計。

(同前、19頁)

### (エ) 資本金 1000 万円以下の企業との取引

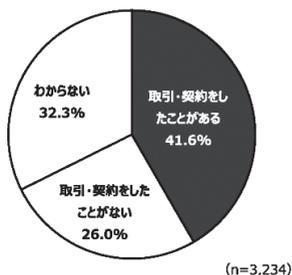
事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスのうち、資本金 1000 万円以下の企業と取引をしたことがある者は 41.6% となっている。おそらく、この質問項目は、下請法上の親事業者に該当する基準額を意識してのものと思われるが、役務に係る委託取引に関して、下請法の書面調査の対象になっていないものがかなりのウエイトで存在することを示しているとはいえる。

取引状況  
(取引先との関係)

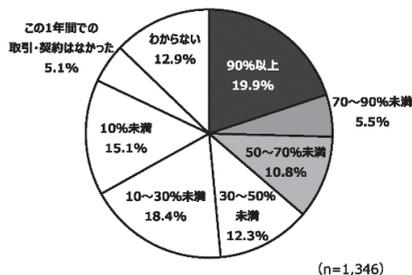
## 資本金1000万円以下の企業との取引

- 事業者から業務委託を受けて仕事を行うフリーランスのうち、資本金1000万円以下の企業と取引をしたことがある者は4割。
- そのうち、資本金1000万円以下との取引から得られる売上が直近1年間の売上の過半を占めている者は4割。

資本金1000万円以下の企業との取引実績



資本金1000万円以下の企業との取引がフリーランスとしての売上に占める割合



(注) 左図：「フリーランスとして働く中で、これまで資本金1000万円以下の企業（発注者）と取引・契約をしたことがありますか。」（単一回答）という設問への回答を集計。  
右図：「資本金1000万円以下の企業（発注者）との取引・契約は、直近1年間の取引・契約（売上ベース）のうちどの程度の割合ですか。」（単一回答）という設問への回答を集計。

15

(同前、15頁)

### ウ 実態調査結果から読み取れる含意・方向性

政府の「全世代型社会保障検討会議」は、この実態調査結果の報告を受けるとともに、「全世代型社会保障検討会議第2次中間報告書（案）」を取りまとめ公表している<sup>21)</sup>。

その中で、「取引条件を明記した書面の交付は下請代金支払遅延等防止法上で義務付けられているものの、資本金1000万円以下の企業からの発注などフリーランスの保護を図る上で必要な課題について、下請代金支払遅延等防止法の改正を含め立法的対応の検討を行う」としている（第2章1（2）の部分）。

今後、公正取引委員会などで検討が行われていくのであろうが、立法的な対応はもちろん重要・必要となるものの、筆者としてこれまでの研究過程で痛感している「まず、今現在できることを、可能な限り実施・運用することこそが先決。その上で、実務・法制面の限界を超えるものは、法改正で」という思いもあり、

21) 全世代型社会保障検討会議「全世代型社会保障検討会議第2次中間報告（案）」  
2020（令和2）年6月25日

具体的な事例・問題点を示すことを通じて、その一端を述べていきたい。

### (5) 現代的な視座からの問題提起

下請法に関して、製造等委託と比較して、これまで役務提供委託や情報成果物作成委託に係る法的措置が執られた件数は少なく、役務等委託の下請取引の実態はもっと多くの違反事例・問題事例があると思われる。また、こうした役務等委託について、個人事業者として請け負っている場合も相当数あるものと考えられる。そこにおいて、現状、そもそも下請法の書面調査の対象にこうした個人たる下請事業者がどの程度入っているか等の実態が明らかになっていないという問題がある。すなわち、運用において、①役務等委託をする親事業者の捕捉に欠けるところはないか、②捕捉できていないとすればいかなる事情・隘路からでそれを乗り越えるにはどのような対応が必要で可能か、そうした上で、③法制面の限界を超えるものについてははしかるべく法改正していく、という流れなのであり、現状、そのグランドデザインが描かれていないのではないかとということである。

こうしたことから、本稿では、日本で「今、現在」生じている事象に絞り込んで焦点を当て、検討の対象にしていきたい。現在の日本において、経済のサービス化・IT化に伴って様々な新しいビジネススタイル・生活様式が出現しているが、具体的な検討の対象としては、まず、レストラン等のデリバリーサービス（出前）を個人事業者である配達員に委託をするウーバーイーツを巡る問題について、下請法の観点から分析・検討していく。

## 3. 下請取引とウーバーイーツ (Uber Eats)

### (1) ウーバー社のビジネスとウーバーイーツ

#### ア ウーバー社のビジネスの概要

「ウーバー (Uber)」と総称されるビジネスは、米国企業のウーバーテクノロジーズ (Uber Technologies Inc. 以下、「米国ウーバー本社」という。) 及びその子会社群によって運営提供されている事業であり、デジタルプラットフォームを通じて利用者・ユーザー間をつなぐとして、対象に応じ、「自動車配車等サービス (Rides)」、「出前デリバリーサービス (Eats)」、「貨物運送等サービス

(Freight)」などの分野がある<sup>22)</sup>。米国内のほか、多くの世界各国で展開されている。

例えば、シェアリングエコノミーの拡大もあって、ウーバーのビジネスモデルの一つである「ライドシェア」が日本でも注目されている。このライドシェア<sup>23)</sup>とは、自家用車を用いて有償で顧客を運ぶ一般ドライバーと目的地まで運んでほしい乗客をスマートフォン上でマッチングさせるものである。ウーバー自体は、車両の保有とか運転手の雇用は一切行っていない。日本国内で、一般のドライバーがライドシェアを行うためには、道路運送法の「旅客自動車運送業<sup>24)</sup>」の許可の取得が必要である。旅客自動車運送業の許可を得ずに、自家用車を用いて有償で運送を行う行為は、「白タク」として道路運送法の違反となる。そのため、現状において、日本ではライドシェアの普及はせず、ウーバーは既存のタクシー会社と乗客を結びつけるアプリ「Uber Taxi」を提供するに留まっている。

#### イ デリバリーサービスの需要拡大、出前代行サービスの形態

新型コロナウイルス（COVID-19）の発生を契機に、我が国でも緊急事態宣言の発出などもあって、消費者の外出自粛に伴う「巣ごもり消費」現象が起り、デリバリーサービス市場の拡大がみられるところである。飲食店においては、休業損失等を埋めるためテイクアウト（持ち帰り）を行うところも少なくないが、出前サービスを自店にて行うことが困難な場合、それを外注するケースが多くみられるようになった。

この場合、飲食店は、出前代行をするサービスが必要になるが、顧客からの注文のつど個別に探すのではなく、ほとんどの場合、注文発生の把握・注文品の受

22) 「2019 Annual Report/UBER TECHNOLOGIES, INC.」<https://sec.report/Document/0001543151-20-000010/>。Wikipedia：日本語版「ウーバー」・英語版「Uber」など。米国ウーバー本社は、ニューヨーク証券取引所に上場している株式会社である。

23) ライドシェアは、大別すると「配車型」と「相乗り（乗合）型」の2通りに分類される。配车型は一般のタクシーと同様にスマホで配車の手配し目的地まで移動するものであり、相乗り型は同じ方向に向かう複数の人と同乗（カープール）するものである。

24) 道路運送法2条3項において、「旅客自動車運送事業」とは、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、事業と定義されている。

け渡し・出前配達・代金回収などの一連の流れについて、登録済の見込み注文顧客を含めシステムの構築したプラットフォームによってサービス提供する「出前サービス専門業者」を利用することになる。この出前専門業者の一つが、ウーバーイーツである。

出前サービス専門業者においては、実際に配達業務を行う者（人間）が不可欠となるが、それを雇用労働契約によって自社の従業員・被用者（アルバイト・パートなど）とする場合と、配達業務について個人事業者としてそれを受託する者（被用者ではない「配達パートナー」）とする場合に大きく分類できる。前者は主に国内企業（出前館など）であり、後者が、外資系のウーバーイーツ（Uber Eats）である。

以下、日本におけるウーバーイーツ事業の詳細について、述べていく。なお、便宜のため、仕組などを表すときは単に「ウーバーイーツ」と呼ぶことにするが、法人や契約関係などを示すときには正確性・厳密性の観点からそれが分かるように具体的に記載する。

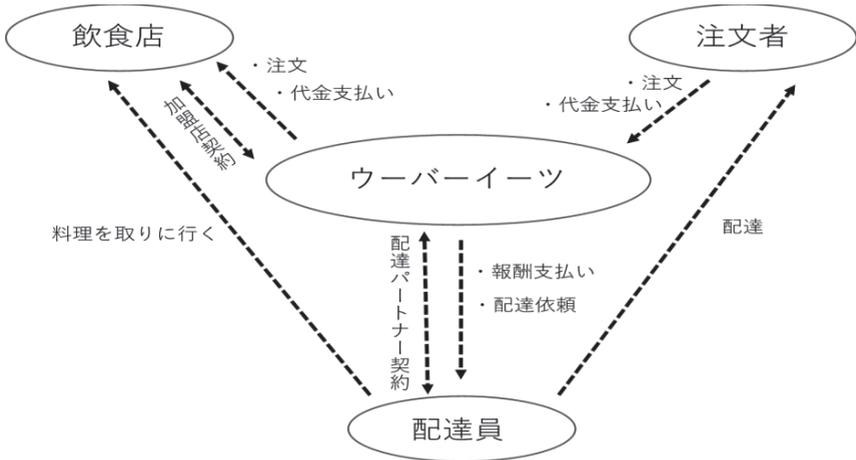
## (2) ウーバーイーツを取り巻く問題

### ア ウーバーイーツの構造・取引当事者

(ア) ウーバーイーツは、「配達パートナー（以下、配達員）」・「消費者ユーザー（以下、注文者）」・「レストランパートナー（以下、飲食店）」の3者それぞれを結びつけるプラットフォーム（サービス基盤）である。すなわち、ウーバーイーツは、GAF A などと同様のプラットフォームであり、取引の構造としては、ウーバーイーツをハブとして、一方に注文者、他方に飲食店があつて、それを結びつけるとともに実際の配達を行う配達員を手配し料理等を届けるというものであり、ウーバーイーツは各当事者の取引・契約を取りまとめる立場・位置付けとなる。自らが定める各種の契約書（規約・約款）群に基づいて、こうした取引の束（nexus of contracts）の管理・運営をする主体ということである。

(イ) 注文者がウーバーイーツのアプリを通して飲食店向けに注文すると同時に、ウーバーイーツに登録している配達員のスマホアプリへ配送の依頼通知が届く。配達員がその配送依頼を承諾した場合、自転車等で指定された飲食店へ赴き、注文者のもとへ飲食物を届けることにより一連の作業が完了する。注文者は、

ウーバーイーツのアプリ上で、注文・配達・決済の全てを行うことができる。図示すると、次のとおりである。



(ウ) 日本国内でウーバーイーツを取りまとめているのは、米国ウーバー本社の子会社群に属している事業者である。その変遷をみると、①2019年11月末までは、ウーバー・ジャパン株式会社（日本法人・「Uber Japan 株式会社」<sup>25)</sup>）であり、②その後2020年5月末までは、ウーバー・ポルティエ・ジャパン合同会社（日本法人・「Uber Portier Japan 合同会社」<sup>26)</sup>）であり、③同年6月以降は、ウ

25) 官報「Uber Japan 株式会社・第8期決算公告（令和元年12月31日現在）」・令和2年5月12日付け：資本金1800万円・資産合計88.2億円・当期純利益3.3億円。2012年1月設立。

26) Uber Portier Japan 合同会社は、2019年10月29日に設立された法人である。資本金は100万円。業務目的は、レストラン、食料品店及びコンビニエンスストアが見込み顧客を獲得することを可能とする技術提供、配送業者が見込み顧客を獲得することを可能とする技術の提供、などとなっている。設立時の業務執行社員は、Uber Japan 株式会社及びウーバー・ポルティエ・ビー・ブイ（オランダ法人・Uber Portier B.V.）であったが、ウーバー・ポルティエ・ビー・ブイは直ちに退社している。2020年6月1日、商号を「Uber Eats Japan 合同会社」に変更するとともに、業務執行社員として、ウーバー・ポルティエ・ビー・ブイが加入し、Uber Japan 株式会社が退社している。なお、職務執行者は、いずれも、ウーバー・ジャパン株式会社の代表取締役となっている。

ーバーイーツジャパン合同会社（日本法人・「Uber Eats Japan 合同会社」）となっている。なお、②と③の違いは、2020年6月1日に商号変更でーバーイーツジャパンとなったものであるが、合同会社（持分会社）なので業務執行社員は法人が可能であり現にそうなっているところ、登記によれば、会社設立時点では（2019年10月29日）、ーバージャパン株式会社とーバー・ポルティエ・ビー・ブイ（オランダ法人・「Uber Portier B.V.」<sup>27)</sup>）の両社が名を連ねているが、翌月11月25日ーバー・ポルティエ・ビー・ブイは退社し、この合同会社の業務執行社員はーバージャパン株式会社のみとなった。それが③では、逆に、ーバージャパン株式会社が退社し、新たにーバー・ポルティエ・ビー・ブイが社員となったというものである。もともと、職務執行者（自然人）を定める必要があるが、いずれも、それはーバージャパン株式会社の代表取締役を務めている者と同一人になっている。

#### イ ーバーイーツの問題点

（ア）ーバーイーツの下で配達業務を行う配達員は、ーバーイーツと雇用関係がなく、あらかじめーバーイーツの運営会社に所定の登録をした上で、個人事業者として配達業務を単発（注文ごと）に請け負うことになっている。現在、この配達員を取り巻く環境において、配達員の報酬が正しく支払われない、運用や取引関係が不透明であるといった声が出ている。

例えば、配達員の契約相手方が明確に定まっていないという問題がある。従前は、ーバージャパン株式会社が配達員の契約相手方であった。しかし、2019（令和元）年10月に日本法人ーバーポルティエジャパン合同会社が設立され、その後、同社が配達員の業務契約の相手方とされ、また、アプリ使用については、オランダ法人ーバーポルティエ BV が契約相手方となっているようである。このように、配達員の契約相手方が不明確・不透明という実情がある。

配達員は、2019年10月、配達員の労働環境向上のため、労働組合組織であるとして「ーバーイーツユニオン」を創設した。ーバーイーツユニオンからーバージャパン株式会社への団体交渉申し入れ（2019（令和元）年10月18

27) ーバーイーツのアプリは、米国ーバー本社の子会社であるオランダ法人ーバーポルティエ BV が管理・運用しているようである。

日付) に対して、配達員の契約相手方は日本法人ウーバージャパン株式会社ではなく、オランダ法人 UberPortierB.V. であると、オランダ法人から直接返答がなされた。その後、2019 (令和元) 年 12 月 4 日付の団体交渉拒否の書類によると、配達員はウーバーポルティエジャパン合同会社及び UberPortierB.V. が契約相手方であると示したとのことである<sup>28)</sup>。配達員向け利用規約 (2019 年 12 月 1 日改定) では、日本法人であるウーバーポルティエジャパン合同会社が配達員とレストランパートナーを結びつけるマッチングプラットフォームを提供するものとしている。

このように、ウーバーイーツ側の団体交渉拒否の書類などによると、配達員の契約相手方は容易に変更でき、安定的かつ明確に定まっていないという問題がある。いずれにしても、配達員の契約相手方は米国ウーバー本社ではなく、各国に配置された傘下子会社等を契約の相手方にしたいとする様子のものである。

(イ) また、配達員の報酬額の運用が不透明という問題がある。ウーバーイーツの注文者が支払う配送手数料は、飲食店から注文者への配送距離等によって決まる。例えば、都心部の場合は約 260 円から 570 円程度である。注文者の注文額の内訳は、料理代金、配達手数料、諸経費・手数料等となる。飲食店がウーバーイーツに支払う手数料は注文額の 35% とされているが、配達員の報酬は、上記の金額とは無関係に決まっている。配達員の報酬は、飲食店がウーバーイーツに支払った金額そのものではなく、ウーバーイーツ独自の計算式に基づいて報酬が決まっている。報酬額については、たびたび計算式の変更が一方向的にされ、配達員に対して明確な基準が示されていないという問題がある。

(ウ) ウーバーイーツユニオンは、ウーバージャパン株式会社宛に「団体交渉」を幾度となく申し入れているが、配達員は労働組合法上の労働者ではないことを理由に申し入れを拒否・却下されているとのことである。

そうであるとすれば、ウーバーイーツの配達員は配達業務を受託する個人事業者として、民法や経済法の対象となるところ、こうしたウーバーイーツの配達

28) ウーバーイーツユニオンの抗議声明、運営会社からの通知内容などについては、ウーバーイーツユニオンのホームページを参照。https://www.ubereatsunion.org/

員に生じている問題は、下請法の各種要件に該当すれば、それを通じて十分に把握・対処ができることになる。

### (3) ウーバーイーツと配達員の関係

#### ア 委託関係と下請取引

(ア) 下請法の適用が生じるためには、取引内容（委託内容）と資本金額（基準額）の双方を満たす必要がある。

まず第1として、取引内容（委託内容）、すなわち、ウーバーイーツの配達員に対する配達業務の委託行為は、下請法の「役務提供委託」に該当するかの検討が必要になる。ウーバーイーツは、業として料理宅配業務を行い、その業務の全部又は一部の配達を配達員に委託していると認められるのだろうかということである。

従来から、ウーバーイーツ側の主張は「自社は配達員と飲食店をマッチング・仲介させるプラットフォームを提供しているに過ぎない」としている。ウーバーイーツの利用規約では、「ウーバーイーツで提供される物流サービスは、ウーバー又はその関連会社により雇用されていない独立した第三者の契約者により提供される」としている<sup>29)</sup>。ウーバーイーツと配達パートナーの関係について、自社は、飲食店（レストランパートナー）と配達員（配達パートナー）との間の配達業務に係る業務委託契約に関して、アプリケーションを用いて仲介しているに過ぎず、自社として物流サービスを提供するものではないとの立場をとっているようである<sup>30)</sup>。

(イ) ウーバーイーツが仲介に過ぎないのであれば、一定の仲介手数料が発生することはあっても、配送料金・報酬などの契約内容については、飲食店と配達員の間で直接交渉されるのが通常であるが、実際そうはなっていない。ウーバーイーツは、その提供する業務の対価として飲食店から注文額の一定割合を収受す

29) <https://www.uber.com/legal/ja/document/?name=uber-eats-consumer-terms-of-use&country=japan&lang=ja>

30) 浜村彰「日本のウーバーイーツをめぐる労働法上の課題（特集：比較からみたプラットフォームエコノミーと労働法）」労働法律旬報・No. 1944・2019. 9. 25、34頁

るのであって（その中からウーバーイーツが自社基準で配達員への支払を行う）、また、飲食店はあらかじめ誰が配達員であるかも承知できず（そもそも配達員との直接契約や交渉の余地はない）、仮に配達員群の中から特定の者を選定・指定してそれと飲食店との間の配達サービス契約の斡旋・仲介をするものと捉えるとしても、飲食店側の認識（ウーバーイーツのする意思表示の内容）としては、当該選定・指定の業務（役務）も含まれているし、実際の物理的な配達という業務（役務）の実現も含まれているのであって、そうした全体としてのウーバーイーツの配達代行サービスなのである。したがって、ウーバーイーツは、注文者からの料理の注文を飲食店（レストランパートナー）へとつないで、完成した料理を自社に登録している配達員（配達パートナー）を用いて注文者の元へ届ける「デリバリーサービス」事業を展開しているとみるべきである<sup>31)</sup>。

ちなみに、ウーバーイーツの利用規約では「手配旅行若しくは企画旅行を実施する旅行業者としての活動」に過ぎないとしており、あたかも飲食店からの依頼を受けてその手荷物（料理等）を仕向地（注文顧客）まで移送することについて運送業者（配達員）を手配しているだけかのごとくみえるが、飲食店と注文者という関係の下で配達という業務を一元的に「統括」しているものであって、個別業法上の登録の有無・存否に関わりなく、その実質を捉えることが肝要と考えられる。おそらく、自社の従業員による配達ではないことを強調することで、実際の物理的な配達の実現は自社として他の事業者である配達員に委託して行うものであることについて、それを看過する（させる）ことを期待しているのかもしれない。

（ウ） 以上のように、ウーバーイーツの配達システムは、自らの従業員が実際の物理的な配達を行うものではないとしても、自社が提供するプラットフォーム

31) 下請法における役務提供委託とは（下請法2条4項）、「事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること」であるが、これに即していえば、ウーバーイーツ運営会社が「事業者が」、ウーバーイーツ事業として対価を得て行っている注文の発生から代金の決済までの一連の役務提供行為「業として行う提供の目的たる役務の提供の行為」について、実際の物理的な配達の実現も含んでいる一連の役務提供行為の中の一部である配達役務を「の全部又は一部を」、個人事業者たる配達員に「他の事業者」、委託している「委託する」ということになる。

を通じて個人事業者である配達員にデリバリーサービスをさせる業務を「統括」しており、そこにおいて、個人事業者である配達員に配達業務の役務委託をするという下請法上の関係にあるといえる。

#### イ 配達員の契約相手方と資本金問題

次に第2として、親事業者の資本金問題について検討する。下請法の適用が生じるには、取引内容（委託内容）に加えて、親事業者に係る資本金額の基準を満たす必要がある。

ウーバージャパン株式会社の資本金の額は、1800万円である。これがそのまま本件役務委託を行う事業者ということであれば、下請法の資本金区分（1000万円基準）に該当しており、対象とすることに特段の問題はない。しかしながら、前述のように、日本のウーバーイーツの取りまとめ・運営をしている事業者に関しては、幾多の変遷があるので、まずここで、それを時系列的に簡単に整理紹介しておく。

- ① 2019年11月末までの間： 運営会社は、ウーバージャパン株式会社であり、これが下請法上の親事業者に該当することに特段の問題はない。
- ② その後（～2020年5月末までの間）： 運営会社は、ウーバーポルティエジャパン合同会社となった。同社の資本金の額は100万円であり、親事業者としての基準額を満たさない外形である。しかしながら、当該合同会社の業務執行社員はウーバージャパン株式会社であり、後述するように、「トンネル会社規制（下請法2条9項）」によって、当該合同会社を親事業者とみなすという対応はあり得る。
- ③ 2020年6月1日以降： ウーバーポルティエジャパン合同会社が商号変更し、運営会社の名称はウーバーイーツジャパン合同会社となった。同時に、当該合同会社の業務執行社員がオランダ法人Uber Portier B.V. となっているが（ウーバージャパン株式会社は退社）、その職務執行者（自然人）はウーバージャパン株式会社の代表取締役を務める者であるところ、同様に、トンネル会社規制によって、当該合同会社を親事業者とみなすという対応はあり得る。
- ④ この先の将来： 将来仮に、ウーバージャパン株式会社において、資本金

1000万円以下に減資したりウーバーイーツジャパン合同会社の業務とは何のかかわりもない姿へとの変容を図るような場合には、トンネル会社規制に加えて、ウーバーイーツジャパン合同会社は米国ウーバー本社の子会社であるところから、後述するように、経済法・競争法の「域外適用の法理」を用いて、日本法の適用において当該合同会社を親事業者とみなすとの対応が可能と考えられる。

#### (4) トンネル会社規制、法の域外適用

##### ア 下請法のトンネル会社規制

(ア) 下請法には、委託取引をする事業者が直接他の事業者に対して委託すれば下請法の対象となる場合、基準額を満たさない自社の子会社等（トンネル会社）を介在させ、当該子会社等が請負った業務を他の事業者に再委託することによって、下請法の適用を免れる行為をさせないようにする「トンネル会社規制（下請法2条9項）」がある<sup>32)</sup>。

このトンネル会社規制により、下請法の資本金基準に該当しない事業者であっても、次の3要件を満たす場合には、中間に介在した当該法人が親事業者とみなされることになる。3要件とは、①発注者が他の事業者にも製造委託等を直接した場合に下請法の適用を受けること、②発注者と中間のトンネル会社間で支配従属関係があること、③トンネル会社による全部又は相当部分の再委託であること、である<sup>33)</sup>。

32) このトンネル会社規制の規定は、昭和40年の下請法改正における衆議院での一部修正によって新設されたものである（昭和40年・法125号）。その議員修正に係る提案趣旨説明は、「親事業者の範囲を拡大し、いわゆるトンネル会社を親事業者として規制することにしたこととあります。すなわち、資本金一千万円をこえる事業者が、本法の規制を免れる目的で、自己の支配下にある別会社を通じて、下請事業者に対し製造委託等を行ない、下請代金の支払いを遅延することなどを防止するため、その別会社を親事業者として規制することにしたのであります。」というものである（第48国会、昭和40年5月25日・参議院商工委員会・議事録）。

33) 下請法2条9項では「再委託」との用語を使っているが、理解のために付言すれば次のように考えられる。まず、資本金基準を満たさない子会社等のトンネル会社を介在させて適用を免れようとする場合の両極端を想定すると分かりやすい。片方の極は、そのトンネル会社は名目・名義だけのペーパーカンパニー・幽霊会社であって委託取引の実質は全て親会社自身がやっているのだが「それは自身の委託ではなく、別会社のする

②の支配従属関係がある例としては、a. 親会社の子会社の株式議決権を50%超保有している、b. 常勤役員が親会社の関係者である、c. 役員の仕事が実質的に親会社に支配されている、などである。

(イ) このトンネル会社規制によって、ウーバーイーツの名目上の運営会社があるが資本金基準を満たさない会社であっても、当該運営会社に対して支配の関係にある事業者が資本金基準を満たし、それが直接委託取引をすれば下請法の対象となるものであって、それを運営会社の名において他の事業者に対して委託（再委託）しているものであると認められる場合、下請法上、当該運営会社が親事業者とみなされることになるのである。

---

委託である」として適用回避（抗弁）しようとする場合で、もう一方の極は、自身が行っている委託業務につき発注部門を丸ごと資本金基準を満たさないトンネル会社に移すことで「それは自身の委託ではなく、別会社のする委託である」との適用回避（抗弁）である。2条9項のみなし規定がないときには、前者については、トンネル会社は傀儡に過ぎず親会社こそが当該委託取引の直接の主体なのであって下請法の親事業者に該当することを証拠に基づき立証・認定することが必要になり、後者についても、確かに当該委託取引の業務はトンネル会社が実施しているものそれは親会社の手足としての活動であるなどとして本来の下請法上の親事業者を立証・認定することが必要となる。これでは、そもそも外形的基準によって簡易・迅速に執行されるべき下請法の運用において、法人格の否認論ないし一体論などの過度ともいえる詳細で実質的な調査・判断を強いることになる。現実には、既にトンネル会社の問題が生じていてそれに対処するというのが、こののみなし規定の導入ということである。なお、こうしたことから、「再委託」なる用語については、前者の場合には、トンネル会社に委託してそれをトンネル会社が下請事業者に委託しているとの外形を捉えて、また、後者の場合は、トンネル会社が実施している下請事業者に対するその委託取引は、同社を支配・統御している親会社から当該事業の業務委託を受けているが故のものであるという関係を捉えていくことが肝要と考えられる（例えば、後者の場合、丸ごと移したのであるから親会社自身としてトンネル会社が実施する個々の委託取引の内容を逐一現実に承知・管理しているかどうかなどを問うこと自体に意味がないし、トンネル会社からの利益收受につき、同社との間の個別取引によるのか・ライセンス使用料等として包括するのか・資産増や配当を通じてのものかなど様々なのであって、要するに、トンネル会社規制の趣旨から、合理的に判断・判定していくことが重要である。）。

## イ 法の域外適用について

### (ア) 外国事業者への法適用問題<sup>34)</sup>

法の域外適用とは、国家が自国の領域外にある人・事業者、財産又は行為に対して国家管轄権を行使することである。国内法が自国の領域を超えてどこまで適用されるのかという「立法管轄権」と、具体的に域外適用を行う際の行政上・司法上の手続を取り扱う「手続管轄権」とに分けて分析・検討するのが通例である。

立法管轄権については、国際法上、属地主義、客観的属地主義などがあるが、経済法・競争法に関しては、行為が自国の領域外で行われた場合であっても、当該行為が自国（日本）市場に直接的・実質的な効果・影響を与える場合には法適用をする（できる）とする「効果主義」がとられている。ただし、實際上、重要となるのは手続管轄権の問題である。理論的に立法管轄権が認められて適用が可能であることが確認されたからといって、実際の域外適用の前提ともいえる外国事業者への書類の送達一つとってみても、そこには現実的な手続上の各種・様々な問題がある。国家と国家の関係でもあるところ、手続管轄権の問題は一筋縄では解決しないという事情もあって、経済法・競争法の分野では、各国間の協力協定を締結するなどして対処しているところである。

なお、独占禁止法の域外適用の事例は、多数みられるが、ここでは省略することとする。

### (イ) 下請法の域外適用

下請法は、明文で外国事業者の適用除外規定を設けているものではなく、母法の独占禁止法と同様に、立法管轄権上は外国事業者にも下請法の適用は及ぶとみるべきである。ただ、これまで、下請法の域外適用がされて、例えば、外国事業者である親事業者が「勧告」された事例は存在しないし、指導（原則非公表）についても詳細は不明であるが外国事業者を直接の名宛人とした事例はないと思われる。

下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を直接の目的としているところ、下請法が適用される範囲は、本来、下請事業者が日本国内に所在して

34) 金井貴嗣ほか「独占禁止法（第6版）」弘文堂・2018年、432～450頁

いればよく、親事業者の所在地は無関係と解釈できるとする見解もある<sup>35)</sup>。もっとも、独占禁止法のように、外国事業者を名宛人として法的措置（下請法上の勧告）を講ずるといったところまで直ちにジャンプをするのは、諸般の困難・無理が伴うであろう。

筆者としては、次のように考える。すなわち、国内法の適用において、その対象・名宛人が国内の法人であって、かつ、当該法人の行為・業務につき領域外の外国法人の所為・行為によってそれが自国市場に実質的な効果・影響を及ぼしているものであるという場合に、手続管轄権とは異なる立法管轄権の観点から、外国法人そのものに対して調査・措置などの直接的な行使をするということではなく、国内法に基づき当該国内法人の法的な位置付けや評価などを行うこと自体は可能であるし、適切なものであるということである。

（ウ） ちなみに、過去、中小企業庁の中小企業向け Q&A 集では、「下請代金法の趣旨が日本の下請事業者の不利益を擁護しようとするものである以上、外国企業に対しても下請代金法を適用すべきという考えもありますが、現時点においては、国は運用上、海外法人の取り締まりを行なっていません」との記載があった<sup>36)</sup>。その後、2019 年春頃に上記の記載部分は削除されている模様である。

（エ） 外国事業者が親事業者として下請法の適用対象となるかについては、手続管轄権（執行管轄権・司法管轄権）の面では検討すべき課題が多く残されているといえるが、いわゆる立法管轄権において特段の問題は生じないと考えられる。

要するに、現実に実際の下請法の運用・適用に当たって、それを可能とする事実関係や実態にあるかどうかという問題の解明に帰着する。なお、日本でのウーバーイーツ事業の展開について、その実際の運営を米国ウーバー本社自らが行うかあるいは設立した子会社群が行うかの選択は自由であるとして、現に子会社群が設けられているところ、日本の運営会社の業務・経営を統率する実質として、

35) 長澤哲也「優越的地位濫用規制と下請法の解説と分析 [第 3 版]」商事法務・2018 年、110 頁

36) 「中小企業向け Q&A 集（下請 110 番）」Q13（現在は削除）。<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shitauke/110/mokuji.htm>

それを担う自然人において米国ウーバー本社との関係が全く何もないということは考えにくいことである（米国ウーバー本社との雇用・委任関係、日本法人の役員就任等の指図など）。

(5) 小括（実際の当てはめ）

ここで、実際の当てはめについて、改めて整理・確認してみる。

ア 米国ウーバー本社を直接の親事業者として適用する場合について  
立法管轄権の観点だけからすれば、下請法の外形基準（委託内容・資本金額）を満たすことを前提に、例えば、米国ウーバー本社と日本法人のウーバーイーツの運営会社は一体の関係にあるとか（社内組織の一部に過ぎない等）、米国ウーバー本社は域外に所在するが日本のウーバーイーツのビジネスを現に運営しているものであるとして、下請法上の直接の親事業者とする考え方も不可能ではない。しかしながら、域外適用における手続管轄権の問題が存在し、現状、その実現は極めて困難であろう。

なお、直接の親事業者であるとして米国ウーバー本社を名宛人として下請法をストレートに適用・行使するのではなく、トンネル会社規制の規定を用いる場合の考え方については、「ウ」として後述する。

イ 日本の運営会社を親事業者とする場合について（域外適用なし）

（ア） 役務提供委託の場合、資本金区分は 1000 万円基準（又は 3 億円基準）が適用される。

これまで日本のウーバーイーツの運営会社は、前述のように変遷しているが、当初のウーバージャパン株式会社（資本金 1800 万円）が運営していた時期・期間においては、そのまま下請法上の親事業者であるとして問題はない。その後のウーバーポルティエジャパン合同会社（資本金 100 万円）として運営していた時期・期間においては、同社は資本金基準を満たさない外形となっているが、業務執行社員がウーバージャパン株式会社でありその職務執行者はウーバージャパン株式会社の代表取締役と同一人であることなどからみて、トンネル会社規制によってウーバーポルティエジャパン合同会社を親事業者とみなすことができ、問

題はない。さらにその後のウーバーイーツジャパン合同会社と商号変更して運営する時期・期間においても、業務執行社員はオランダ法人・Uber Portier B.V. となっているが（ウーバージャパン株式会社は退社）、その職務執行者がウーバージャパン株式会社の代表取締役を務める者と同一人であることなどからみて、トンネル会社規制によってウーバーイーツジャパン合同会社を親事業者とみなすことができ、問題はないと考えられる。

（イ） さて、将来的に、ウーバージャパン株式会社が資本金を 1000 円以下に減資することは容易であるし、ウーバーイーツジャパン合同会社の職務執行者（自然人）の登記上の外形をウーバージャパン株式会社とかかわりない者にすることも可能である。

そうすると、日本の運営会社の全てが 1000 万円の資本金基準を満たさないこととなった場合について、検討しておく必要がある。

ウ 日本の運営会社を親事業者とみなす場合について（域外適用あり）

（ア） 日本の運営会社が資本金基準を満たさないときには、トンネル会社規制と域外適用の両方を用いることになる。

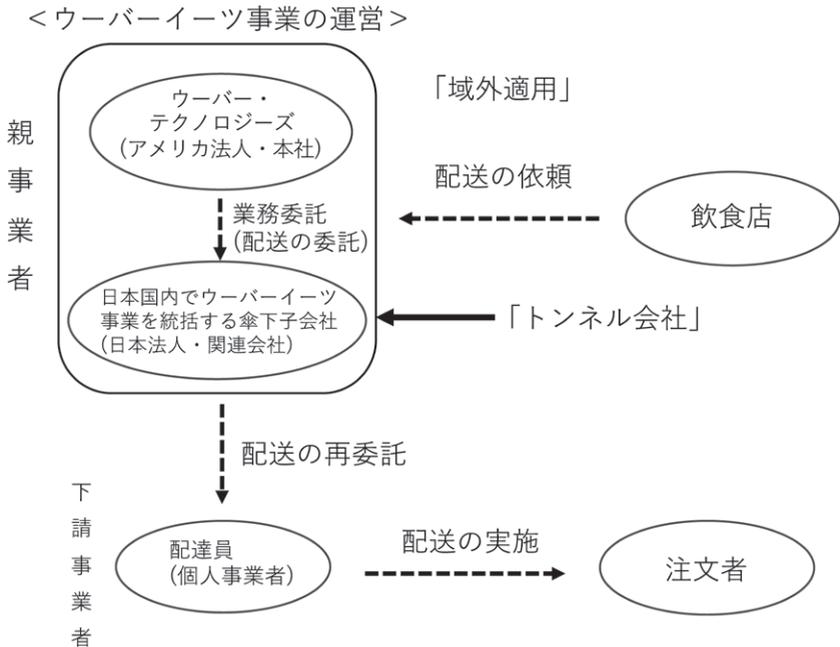
結論的にいえば、米国ウーバー本社と日本の運営会社との関係につき、前述したように、下請法のトンネル会社規制の規定を用いる際、すなわち、日本の運営会社が外形上親事業者としての資本金基準要件を欠く場合でも、従属関係にあり、仮にその取引を親会社が直接委託するとすれば下請法上の下請取引に当たるものであって、その全部又は相当部分を運営会社が委託（再委託）しているときに、当該日本の運営会社を親事業者とみなすという際においてであるが、立法管轄権の範囲内で、国内法の規定を国内法人に対して行使することに、特段の問題はないように考えられるということである。

（イ） まず、支配従属関係にあるかについては、外形上途中に人的資本的な関係につき子会社群を入れる入れないにかかわらず、米国ウーバー本社が日本の運営会社の業務・経営を実質的に支配・統御しているかを明らかにする必要があるが、その認定は比較的容易と思われる。次に、仮に米国ウーバー本社が日本の配達員に直接役務委託をするものとしたとき、それが下請法上の下請取引の類型に

当たるかどうかは、前述のとおり、ウーバーイーツのビジネスの構造からして、当然に該当すると考えられる。そして、トンネル会社規制では脱法の意図・故意の存在などは要件ではなく関係ないので、米国ウーバー本社が構築しているウーバーイーツという事業の遂行にかかわってその業務委託関係にあるところの日本の運営会社は実際の配達業務という重要な部分を配達員に委託（再委託）しているということになる。

したがって、国内法である下請法の規定に基づいて、日本法人である運営会社に対してそれを親事業者と「みなす」という取り扱いは、下請法のエンフォースメントとして可能である。

(ウ) これを図示すると、次のとおりである。



## 4. 下請取引とフリーランス

### (1) 問題の所在

ここで、下請取引とフリーランスを巡る問題について、紙幅の関係から、その要点のみを簡潔に述べることにする。

ウーバーイーツでは、個人として人的役務提供をしている場面の事象・問題について、下請法の運用において、役務提供委託を行う事業者（親事業者）の資本金基準などから、十分に捕捉できていないのではないかとこの点を指摘した。広くフリーランスという視点からみると、個人が副業的に役務提供する場合のほか、主業的ではあるが自身のライフスタイルからフルタイムの拘束・指図を受けずに役務提供をする場合などその態様は様々である。

その実態の把握や問題行為の是正・解消を図っていくことが重要となる。現行下請法を前提とすれば、①個人事業者に対して親事業者が直接役務委託をしている場合においてどうか、②途中で別の事業者が入っており個人事業者が「孫請け」となる場合においてはどうか、などが焦点となる。

### (2) 役務委託を直接している親事業者の把握・捕捉

ア フリーランスに対するものを含めて下請法上の下請取引として役務委託を行っている資本金額 1000 万円を上回る事業者の全てが把握されているのであれば、その親事業者リストは完璧となるが、実際は必ずしもそうではないかもしれない。前述のように、情報通信分野や貨物運送分野ではかなりの捕捉率になっているだろうが、それ以外の分野における役務委託の下請取引を行っている資本金額基準を満たす事業者の把握がまず必要となる。既に整っているならば筆者のこの懸念は杞憂になるが、法人番号の指定・公表制度<sup>37)</sup>では資本金額まで把握できないが、独立行政法人が中小企業施策の観点から独自に業種・資本金・従業員数等を調べた情報を加えたデータベースもあるとのことである<sup>38)</sup>。

イ 下請法の親事業者に対する書面調査では<sup>39)</sup>、下請事業者名簿の作成及び提

37) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律・39条

38) 独立行政法人・中小企業基盤整備機構。https://tdb.smrj.go.jp/corpinfo/

出が求められるので、その親事業者がフリーランスに対して直接役務委託をしているものについては、それぞれの下請事業者に係る記載を通じて「個人」であることや委託業務の内容も把握できる。下請事業者に対する書面調査の発出において、フリーランスに対するものが抽出の対象となっていれば調査上の問題はないことになるが、現状、名簿で提出する下請事業者の範囲は、200社（個人事業者を含む）を超える場合には取引額の上位の200社までとなっているようであり、仮に下請取引の相手先において大量の企業・法人があつて順位的に個人事業者は登場してこないという場合には、フリーランスはそこに反映しないことになる。何らかの改善・工夫が必要である。一見、簡易・迅速な処理とは逆行するように見えるが、一度ここで、フリーランスが受託する業務の種類・性質などを踏まえつつ役務委託の下請取引におけるフリーランスの状況を把握しておくことは、かえって今後の効果的・効率的な運用に資するのではないかと考えられる。

### (3) フリーランスが「孫請け」になっている場合について

ア ここで「孫請け」と呼ぶものは、元々は親事業者からの役務委託であるが、それは資本金基準を満たさない事業者への委託であつて、さらにその全部又は一部がフリーランスに委託される場合を指す。一般に、資本金基準を満たさない事業者からの委託は下請法の対象外なので対処するためには法改正によるしかないと思われているが、前述のとおり、現行法の適用・運用の範囲内で対処が可能な場合がある。トンネル会社を介在させた孫請けの問題である。

イ 確かに非常に限られた場面かもしれないが、本当に微細・些末なものに過ぎないのかどうかを確かめるためには、その実態・実情の把握が必要となる。そこで一番のポイントとなるのは、親事業者が委託する下請事業者の中に自己の支配関係にある法人があるかどうかであろう<sup>40)</sup>。もちろん、子会社を委託の相手

39) 書面調査の様式については、公正取引委員会のホームページ参照。https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke\_tetsuduki/chosa.html

40) 下請事業者の中に、下請法2条9項の「役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者」が存在するかどうかである。

先とすること自体に問題があるのではない。トンネル会社規制の規定に該当するかどうかを判断するためには、まず、下請事業者の中にその対象となり得る子会社等が存在しているか否かを把握する必要があるということである。

これも筆者の杞憂に過ぎないかもしれないが、親事業者に対する書面調査の様式を見る限りでは、下請事業者が自己の支配関係にある法人なのかの調査項目はないようである。提出する下請事業者名簿に逐一子会社なのかの項目を入れるのは煩雑なので、別途把握するようにしているのかもしれないが、仮に把握していないのであれば、下請事業者の中に自己の支配関係にある法人の有無等を簡潔に親事業者への書面調査票に盛り込むなどしてそれを把握することは、下請取引とフリーランスの問題に限らず、意味のあることと考えられる。

(4) 以上、今現在できることの一端を述べてきた。筆者の能力の限界から、見落とし・勘違いがあるかもしれないが、フリーランスを巡っては、単に働き方の多様化という言葉で終わらせるのではなく、現実には、経済的取引として自由 (free) でありつつも公正 (fair) なものとなっていくよう、その健全な発展を阻害する問題行為についてはしかるべく対処するなど環境整備をしていくことが重要なのである。

## 5. おわりに

現代社会では、様々な事業者間取引を通じて、最終消費者へ物品や役務の供給がなされている。それらの事業者間取引には、大企業と中小企業（個人事業者）との間の取引も多く存在する。

その中で、個人事業者を含めた中小企業は取引行為に伴って濫用行為を受けやすいという問題がある。個人事業者を含めた中小企業は成長余地が大きく、将来ベンチャー企業として成長する可能性を秘めている。それらの事業者を取り巻く取引環境が公正・適正なものとなるよう整備・規律することが求められる。

現在、我が国は低成長・少子高齢化をはじめとして様々な課題を抱えている。中小企業がほとんどを占めている経済構造を踏まえ、これら中小企業が活力を持つことは日本経済の成長の源泉ともなり、ひいてはグローバル（市場）における

競争力を付けることにも繋がるものである。

プラットフォームに対する新たな立法も行われている。しかしながら、立法や法改正を待つのではなく、現行法である下請法をもってウーバーイーツについて十分対処できることを本稿で明らかにした。ウーバーイーツの場合、本業の傍ら副業として働き、空き時間など自由な働き方に利点を感じている者が多い。このウーバーイーツの配達員を巡っては、雇用労働法をはじめとする様々なアプローチがなされている。もちろん、雇用労働法によるアプローチを排除すべきではないが、ウーバーイーツのような新しい働き方の問題については、法律的な意味でその受け皿が必要なのであって、その際、経済法（下請法）の存在が重要となるのである。

本稿では、下請法に関して、今現在できることを中心に扱った。政府の全世代型社会保障検討会議は、「全世代型社会保障検討会議第2次中間報告書（案）」の中で、下請法の改正などの立法的対応を含めて対処していくとしており、本来ならば、本稿において、あるべき制度設計などについても触れるべきであるが、それらについては他日を期したい。